



平成 27 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ク ラ ウ デ ィ ア
代 表 者 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 倉 正 治
(コード番号：3607 東証第1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 鳴 尾 好 司
TEL 075-315-2345 (代表)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年10月23日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改正後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当企業グループの業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

1. 当企業グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当企業グループの取締役の諮問機関として、外部委員もメンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長が委員長を務める。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の審議・承認を行うほか、重要なコンプライアンス上の問題等を審議し、取締役会に上程・報告する。また、法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として、外部弁護士を窓口とするコンプライアンスホットラインを設置し、運用する。

当企業グループは、反社会的勢力による不当請求に対し、組織全体で毅然とした態度で対応し、これら勢力との取引関係ほか一切の関係を遮断する体制を整備する。

2. 当企業グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当企業グループは、法令及び「文書取扱規程」等社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当企業グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当企業グループは、「リスク管理規程」に基づき、当企業グループにおいて発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備及び発生したリスクへの対応等を行う。

コンプライアンス、環境、災害、品質等に係るリスクについては、それぞれの担当部

署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。また、「リスク管理規程」に基づき、管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

4. 当企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

取締役会は、原則毎月1回に加え、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の審議・決定を行う。

当企業グループの取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向け各部門が実施する具体的な目標、効率的な施策を定め、その結果を取締役会が定期的に検証する。

5. 当企業グループにおける業務の適正性を確保するための体制

当社の内部監査室は、子会社に対して、原則年に1回以上の内部監査を実施し、必要に応じて指示・勧告を行う。また、経営企画部は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の管理・監督を行いつつ、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について事前協議を行い、取締役会に報告する。

6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役会は、内部監査の所管部署である内部監査室所属の使用人に必要な事項を命令することができる。監査役会により、監査業務に必要な命令を受けた当企業グループの使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。当該使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当企業グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

7. 当企業グループの監査役への報告に関する体制

当企業グループの取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当企業グループに重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインの通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。監査役への報告を行った当企業グループの取締役または使用人に対し、そのことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は、代表取締役社長、監査法人与定期的に意見交換を行う。

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当企業グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備する。

以 上